

○真岡市災害見舞金交付規則

昭和52年 3 月 31 日

規則第11号

改正 平成21年 3 月 16日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市民が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準に達しない災害を受けた場合において、市がこれらの者を援護するため、救助の対象及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災者 火災、暴風、洪水、地震等の災害を受けた者で災害救助法の適用を受けない者をいう。
- (2) 死亡者 死亡の事実を確認した者又はその事実を確認することはできないが、死亡したことが確実であると推定される者をいう。
- (3) 重傷者 負傷により 1 か月以上の加療を要すると見込まれる者
- (4) 全壊、全焼又は流失（埋没を含む。以下同じ。）住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 7 割以上に達したため、当該建物の全部を改築しなければ居住できないものをいう。
- (5) 半壊、半焼又は半埋没 住家の損壊、焼失又は埋没した部分の床面積が、その住家の延床面積の 2 割以上 7 割未満であって、その部分の補修を行うことによって住家として使用できる程度のものをいう。
- (6) 床上浸水 住家の被害が半壊以上に達しないが、浸水の部分が住家の床上に達し、又は土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することのできないものをいう。
- (7) 部分壊 住家の損壊、焼失又は埋没した部分が、住家の延床面積の 2 割未満のもので居住に支障のあるものをいう。
- (8) 非住家屋の災害、第 4 号及び第 5 号に相当する災害にあったものをいう。

(救助の方法)

第 3 条 この規則による災害の救助は、被害者に対し災害見舞金又は死亡弔慰金を贈ってこれを行う。ただし、この規則の趣旨に反する災害については、救助を行わないものとする。

(救助の対象)

第4条 前条の規定による救助の対象は、全壊、全焼又は流失に係る被災者並びに被災者のうち死亡者の遺族及び重傷者とする。

2 前項の規定にかかわらず、被災の程度が半壊、半焼、半埋没、床上浸水、部分壊又は非住家屋の災害の場合で市長が特に必要と認めたときは、当該被災者を救助の対象とすることができる。

(救助の基準)

第5条 救助の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、各見舞金等の額は、当該各号に掲げる金額の範囲内で、そのつど市長が定める。ただし、住家及び非住家屋が同一災害により被害を受けたときは住家の救助の基準による。

(1) 住家等の被害

被害状況 世帯区分	全壊、全焼、流失 又は埋没	半壊、半焼、半埋 没又は床上浸水	部分壊	非住家屋の災害
1人世帯から3人世帯 まで	円 30,000	円 20,000	円	円
世帯員1人増すごとに	2,000	1,500		
1世帯あたり			10,000	10,000

(2) 学用品等の給与

被害状況 学年区分	全壊、全焼、流失、埋没、半壊、半焼、半埋没、床上浸水
中学生1人当たり	5,000円
小学生1人当たり	3,000円

(3) 人的被害

死亡者1人当たり	50,000円
重傷者1人当たり	20,000円

2 災害により死亡した者の遺族が、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第42号）第3条の規定による災害弔慰金の支給を受ける場合には、前項第3号に規定する人的被害に係る見舞のうち死亡者に係るものは、支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

(二宮町の編入に伴う経過措置)

- 2 二宮町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、編入前の二宮町災害救援見舞金交付規則（昭和58年二宮町規則第7号。以下「旧二宮町規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、編入日の前日までに、二宮町民が受けた災害に対する見舞金については、旧二宮町規則の例による。

附 則（平成21年規則第6号）

この規則は、平成21年3月23日から施行する。